

危険物の 取り扱いにご注意を！

ガソリンや灯油、軽油は、私たちの生活にとってなくてはならない身近なものです。

しかし、これらは、消防法上の「危険物」に該当し、その貯蔵や取り扱いの方法を誤れば、火災や爆発などの大きな被害を及ぼす事故の可能性があります。

そこで、危険物の特性を知り、取り扱いには十分注意して、火災等の事故防止に努めて下さい。

なお、一定数量以上の危険物を貯蔵、取り扱う場合は、届け出が必要となりますので、詳しいことは危険物係へお問い合わせ下さい。

消防法上の「危険物」とは

世の中には、ガソリン、灯油、プロパンガス、火薬、毒物などのいわゆる危険物がありますが、消防法で規制する危険物は、「消防法の別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するもの」と定義されています。危険物はすべて固体又は液体で、プロパンガスなどの気体は対象になりません。



危険物の貯蔵及び取扱いの注意事項



お願い

私たちの生活に欠かすことのできない危険物に関する基本的な知識を持ち、正しい取扱い方法を実践することで、危険物をより安全に使って、安心して暮らしていけるようにお願いします。

問い合わせ先

桑名市消防本部 予防課 危険物係

〒511-0903 桑名市大山田一丁目9番地 TEL:0594-86-7490